

○紀の川市地域公共交通会議設置要綱

制定 平成21年 3月 2日

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うと共に、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、紀の川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 連携計画の策定及び事業の実施、変更の協議に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法及びその他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者、県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(組織運営)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、前条第1号に掲げる者をあて、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、前条の規定する委員となるべき者の中から、これを選任し、会長を補佐し会務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 交通会議の庶務の処理及び公共交通に関する相談、苦情、その他対応窓口として、紀の川市役所企画部内に事務局を置く。
- 5 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 6 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第5条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。

(分科会)

第6条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行なうため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(軽微な事項に関する取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員及びその他交通会議が必要と認めた者で構成する。

3 幹事会の代表幹事は、事務局長とし、代表幹事に事故ある場合には、あらかじめ代表幹事が指名した者がその職務を代理する。

4 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(経費の負担)

第10条 交通会議の運営及び事業に要する費用は、関係機関の負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 交通会議に監査委員を2人置く。

2 交通会議の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月13日から施行する。